

■はじめに

昭和60(1985)年4月、滋賀県と彦根市の要請により、「社会への奉仕と地域貢献」のもと聖隷学園聖泉短期大学(以下「本学」という。)を創設しました。

その後、18歳人口の減少や学生ニーズの変化などにより、多くの短期大学が4年大学に移行する中、本学も平成15(2003)年4月人間学部人間心理学科を開設し、4年制大学となりました。一般社団法人水口病院から多大な支援・協力のもと、看護学部を開設しました。

平成27(2015)年4月には、大学院看護学研究科、別科助産専攻を開設し、平成2(2020)年には、建学の精神を「人間理解と地域貢献」と改め、「自ら考え、判断し、行動する能力」と「他者を尊重・理解し、関係を構築する

■建学の精神

人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成する。

■教育の理念

「自ら考え、判断し、行動する能力」と「他者を尊重・理解し、関係を構築する能力」をあわせもつ「人間力」を培い、地域に貢献できる人材を育成する。

■将来ビジョン

本学は、建学の精神・教育理念に則り、令和10(2028)年度 までの中期目標・中期計画を策定し、選ばれる大学として目標の達成に向けて全力をつくす。

■中期目標の期間 令和6(2024)年4月1日 ～ 令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。

■教育研究組織

この中期目標を達成するため、学校法人聖泉学園に以下のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学部：看護学部看護学科 大学院：看護学研究科看護学専攻 別科：別科助産専攻

なお、令和9(2027)3月31日をもって人間学部人間心理学科は、廃止に向けて円滑に移行できるよう準備す

目標 番号	中 期 目 標	計画 番号	中 期 計 画
	1 教育の充実に関する目標		1 教育の充実に関する目標を達成するための措置
	1)単位・卒業・修了認定に関する目標		1)単位・卒業・修了認定に関する目標を達成するための措置
1	(1)単位・卒業・修了認定 ・教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を厳正に適用する。	1	単位・卒業・修了認定等の厳正な運用 ・ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級判定基準、卒業認定基準、修了認定基準を見直し検証する。
		2	厳格な成績管理の実施 ・厳格な成績評価のための方法及び学外学修の評価方法を構築する。それに基づいた履修目標による成績評価基準を作成し、成績評価の一貫性を実現する。
		3	GPA制度の活用 ・学修指導、進級・卒業判定・退学勧告及び表彰・奨学金などの制度基準に活用する。

目標 番号	中 期 目 標	計画 番号	中 期 計 画
	2) 教育課程と教授方法に関する目標		2) 教育課程と教授方法に関する目標を達成するための措置
2	(1)教育課程の編成 ・教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを達成するため、カリキュラム・ポリシーに沿った新教育課程の編成・評価を行う。	4	カリキュラム改革 ・カリキュラム・ポリシーに沿って、体系的な教育課程を編成する。編成に当たっては、シラバスの適切な整備、履修登録単位数の上限の適切な設定などを工夫して取り組む。
3	(2)教養教育の充実 ・社会人としての教養教育の推進	5	教養教育の充実 ・AI・データサイエンス関連教育体制の整備
4	(3)教授方法の工夫・開発 ・アクティブ・ラーニングなど、教授方法の工夫・開発を進め、組織体制を整備する。	6	教授方法の工夫・開発 ・ディプロマ・ポリシーの達成のために、アクティブ・ラーニング型授業の開発を促進する。 ・学生の学修成果を把握し、教育効果を検証することにより、教授法の工夫・開発に取り組む。
	3) 学修成果の点検・評価に関する目標		3) 学修成果の点検・評価に関する目標を達成するための措置
5	(1)点検・評価の推進 ・3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を推進する。	7	点検・評価の推進 ・3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を推進し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて点検・評価を行う。
		8	授業評価アンケート調査の活用 ・授業評価アンケートを年2回実施し、調査結果を全科目担当教員にフィードバックし、授業内容や教育方法の改善を行う。
		9	就職先アンケート調査の活用 ・就職先アンケートを実施し、学士力・社会人基礎力を達成度を評価し検証する。
		10	卒業時アンケート調査の活用 ・卒業時アンケートを実施し、ディプロマ・ポリシーの達成度を評価し検証する。
	4) 教学マネジメントに関する目標		4) 教学マネジメントに関する目標に達成するための措置
6	(1)教学マネジメントの推進 ・学長の適切なリーダーシップの下で、適切な教学マネジメントを推進する。	11	教学マネジメントの推進 ・アセスメント・ポリシーを活用し、教育改善に関するPDCAサイクルを徹底し、教育の質を向上に取り組む。

目標 番号	中 期 目 標	計画 番号	中 期 計 画
	2 学生支援の充実に関する目標		2 学生支援の充実に関する目標を達成するための措置
	1) 学修支援に関する目標		1) 学修支援に関する目標を達成するための措置
7	(1) 学修支援の充実 ・教職協働による学修支援体制を適切に整備し、TA・SAの活用をはじめとする学修支援を充実させる。	12	TA・SAの活用 ・教員の教育活動を支援するため、教育的配慮の下でTA・SAを活用する。
		13	初年次教育の充実 ・受け入れた多様な人材(新入生)を誰ひとり取り残すことなく大学が掲げるディプロマ・ポリシーへの到達に導くため、初年次教育を充実させる。
		14	低学力者の支援 ・出席状況の把握、中途退学の実態・原因をいち早くつかみ、適切な指導が行えるよう、支援体制を強化する
		15	障がい学生支援の推進 ・障害のある学生が不便を感じることなく継続して学修することができるよう、人的・物的支援を拡充し、就学環境を整備する。
	2) キャリア支援に関する目標		2) キャリア支援に関する目標に達成するための措置
8	(1) 教育課程内外の支援体制 ・教育課程内外を通じて社会的・職業的自立への支援を整備・強化する。	16	教育課程内でのキャリア教育支援 ・学生の社会人基礎力の実践力を身に付けるためのカリキュラムを充実させる。 ・グローバル社会で活躍できる人材の育成に向けた語学研修プログラムを構築する。
		17	教育課程外でのキャリア教育支援及び卒業後教育の充実 ・仕事ごとへの意識や興味が高められるようサポートできる体制を充実する。 ・大学教育を離れた後も必要に応じて就労と学修を交互に繰り返すことによりキャリアアップにつなげる。
	3) 学生サービスに関する目標		3) 学生サービスに関する目標を達成するための措置
9	(1) 学生生活の安定のための支援 学生的生活に関する環境や相談体制、経済支援、並びに課外活動を支援する。	18	学生生活の支援 学生生活等に困難を抱かえる学生が相談しやすい環境を整備する。
		19	奨学金制度の見直し ・学費支弁困難を理由とする退学(除籍)者の低減を図るため、現行の大学独自の奨学金制度の点検評価を進める。
		20	課外活動支援の充実 ・クラブ活動、ボランティア活動及び大学祭活動の支援や学生表彰制度の実施など、課外活動を学生の自己形成の場として幅広く支援する。 ・特別クラブを支援する体制を見直し、充実させる。
		21	心身の健康保持支援 ・カウンセリングセンターの組織の在り方を見直し、学生生活に不安や悩みを抱える学生に対する支援を強化する。

目標 番号	中 期 目 標	計画 番号	中 期 計 画
	4) 学生の意見・要望への対応に関する目標		4) 学生の意見・要望への対応に関する目標を達成するための措置
10	(1) 学生の意見くみ上げ ・学修支援、学生生活及び学修環境に対する学生の意見や要望などをくみ上げ、その検討結果を改善につなげる。	22	学生の意見等のくみ上げ ・manaba、意見箱からの意見等をくみ上げ、着実に学生支援等の改善につなげる。
	3 研究の推進に関する目標		3 研究の推進に関する目標を達成するための措置
	1) 研究の推進に関する目標		1) 研究の推進に関する目標を達成するための措置
11	(1) 研究活動の充実 本学の特色を活かした研究や地域課題を解決するための研究等を推進するとともに、研究成果を社会に還元する。	23	研究環境の整備・充実 ・教員の校務縮減に向けた取組や研究倫理制度の充実、研究者のコンプライアンスの遵守の啓発に積極的に取り組む。
		24	研究成果の情報発信の強化 ・学会誌や研究紀要などへの投稿を促し、社会に積極的に発信する。
	2) 研究支援に関する目標		2) 研究支援に関する目標を達成するための措置
		25	外部資金獲得に向けた支援 ・競争的外部資金(科学研究費補助金、共同研究、受託研究、研究助成金)獲得のため、支援体制を整備する。
	4 地域貢献・連携の推進に関する目標を達成するための措置		4 地域貢献・連携の推進に関する目標
	1) 地域貢献・連携に関する目標		1) 地域貢献・連携に関する目標を達成するための措置
12	(1) 地域貢献・連携の推進 ・地域貢献は本学の建学の精神であり、本学の知的・人的資源を地域に還元するとともに、地域を実践的な教育の場として学生の地域貢献活動やボランティア活動を推進する。	26	地域連携交流センターの機能強化 地域連携事業推進のための大学間連携を強化する。
		27	地方自治体、産業界等との連携 ・自治体等との連携のもと、教員の研究内容と地域課題のマッチングを進め、課題解決のための取組みを通じて地域貢献を推進する。
		28	生涯学習の機会の提供 ・地域住民の学習ニーズに応えるとともに、持続可能な開発目標(SDGs④「質の高い教育をみんなに」)を踏まえた多様な公開講座や出前講座の提供に取り組む。

目標 番号	中 期 目 標	計画 番号	中 期 計 画
	5 意欲ある学生確保に関する目標を達成するための措置		5 意欲ある学生確保に関する目標を達成するための措置
	1) 入学者受入れに関する目標		1) 入学者受入れに関する目標を達成するための措置
13	(1)入学者選抜の改善 ・アドミッション・ポリシーに沿って、様々な能力や意欲・適性をもつ人材を適切な方法で評価する入試に改善する。	29	入学者選抜の改善 ・アドミッション・ポリシー及び志願者状況に基づき、入学後の学生調査等のデータを踏まえ、必要に応じて入試科目や入試区分別の募集定員の見直しなど入学者選抜の改善を行うとともに、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働し学ぶ態度」の3要素を多面的・総合的に評価する入試に転換する。
14	(1)志願者増と入学定員の確保 ・戦略的な入試・広報を展開することにより、学ぶ意欲の高い志願者を安定的に確保する。	30	学生募集活動の強化 ・大学の特色・教育内容を大学案内、ホームページなどで周知するとともにオープンキャンパス、高校訪問、出張講義、業者による大学説明会、SNSを活用した情報発信を強化する。
		31	入学定員の確保 ・数値目標を設定して、現行の入試制度の分析及び検証を行い、質の高い入学者を確保する。
		32	大学広報の強化 ・戦略的な広報体制の強化及び大学案内、ホームページ、大学ポートレートなどにより、社会に向けた情報公開・情報発信を行う。
	6 大学運営・経営強化に関する目標		6 大学運営・経営強化に関する目標を達成するための措置
	1) 経営の規律に関する目標		6 大学運営・経営強化に関する目標を達成するための措置
15	(1)経営の規律と誠実性 ・法人及び大学として社会的使命を果たすべく、経営の規律と誠実性を保持するとともに、環境保全、人権、安全への配慮などについて、適切に機能できるよう整備する。	33	経営の規律と誠実性 ・社会情勢の変化に対応した経営の規律と誠実性を維持しつつ、組織として、関連法令の改正動向を注視し必要に応じて、現規程の業務との整合性を検証し、着実に改正・制定を行い適切に整備する。
		34	環境保全、人権、安全への配慮 ・所轄消防署との連携、指導の下、マニュアルや緊急連絡網の整備更新、訓練の実施、ハラスメントの防止、個人情報の保護、学生・教職員の健康管理、情報セキュリティ等の安全性の維持に取り組む。
	2) 理事会の機能に関する目標		2) 理事会の機能に関する目標を達成するための措置
16	(1)理事会の機能強化 ・理事会は実効性を確保するため、理事長のリーダーシップのもとで、経営の透明性に留意すると同時に、適正で迅速な業務執行と監督機能を確保する。	35	理事会の役割明確化 ・執行(理事会)と監視・監督(評議員会等)の役割を明確し適切な運営を行う。
		36	理事会の機能強化 ・理事に対して定期的に学校法人及び大学の運営状況に関する情報を的確に提供するとともに、理事、監事等に対して研修の機会を提供する。

目標 番号	中 期 目 標	計画 番号	中 期 計 画
	3)管理運営に関する目標		3)管理運営に関する目標を達成するための措置
17	(1)管理運営の円滑化とチェック ・法人及び大学の管理運営の円滑化と相互チェックの機能を強化する。	37	監事及び監査法人との意見交換を踏まえた内部監査の強化 ・内部監査規程に基づき、内部監査を計画的・体系的に実施し、改善の必要が確認された事項については、速やかかつ適切な対応する。
		38	円滑な意思決定 ○法人と教学の管理運営にあたり、意志決定を円滑にできる体制を整備する。
	4)安定的な経営確保に関する目標		4)安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置
18	(1)健全な財政基盤の確立 ・中長期的な計画に基づく、健全な財政基盤の確立を目指す。	39	中長期計画な務計画の確率 ・定量的な経営判断指標に基づき、財務的な問題点を洗い出し、経営状態を分析・検証する。
19	(2)安定した財務基盤の確立 ・安定した財務基盤と収支バランスの確保	40	外部資金等の獲得増に向けた取組 ・科学研究費補助金や特別補助金等の競争的外部資金の獲得及び寄附金の受入れなどの自己収入の確保に取り組む。
		41	定員管理と人件費の抑制 ・教育研究活動に支障が生じないよう人事計画を策定し、適切な教員配置を行う。 ・事務職員は業務の見直しなどにより適切な人員の配置を行う。
		42	経費削減 ・大学運営全般について効率的・効果的な経費削減を行う。
	5)業務運営の改善に関する目標		5)業務運営の改善に関する目標を達成するための措置
20	(1)組織運営の改善 ・法人及び大学の権限と責任を明確にし、迅速な意思決定のある組織体制を構築し、大学のビジョン、目標に向かって取り組む。	43	組織運営の改善 ・理事長と学長のリーダーシップの下で迅速な意思決定ができるようにIR機能を強化し、大学改革を着実に推進する。
21	(2)教育研究組織の見直し ・入学志願者のニーズや地域からの意見等を踏まえ、時代の変化に対応した教育研究組織を見直す。	44	教育研究組織の見直し ・地域のニーズを踏まえ、時代や社会に求められる学部・学科を創設し、健全な経営基盤を構築する。

目標 番号	中 期 目 標	計画 番号	中 期 計 画
22	(3)人材の確保 ・教育目的及び教育課程に即した教員を確保し、FD活動を進める。また、SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上に取り組む。	45	教育研究業績評価と教員の評価制度 ・教員個人の教育・研究等の諸活動について自己点検・評価を実施し、教員の自己改善等に役立てる。
		46	FD活動の推進 ・教員の資質向上や教育研究活動の改善・向上のため、FD活動を進め、教育内容・方法等の改善につなげる。
		47	事務職員の資質向上と事務職員人事評価の実施 ・SD研修を実施し、大学職員に求められるスキルアップと職能開発を促進する。 ・事務職員評価を公正に評価するため、明確な評価基準を分析・検証する。
23	(4)事務の効率化・合理化 業務内容の変化に柔軟に対応し、効果的かつ効率的な事務処理ができるよう、事務組織を見直す。	48	事務等の効率化・合理化 ・事務処理の内容及び方法について、定期的に点検等を実施し、必要に応じて改善を行うとともに、効率的な事務処理ができるよう事務組織を見直す。
	6)内部質保証に関する目標		6)内部質保証に関する目標を達成するための措置
24	(1)内部質保証システムの充実・推進 建学精神や教育理念の実現に向かって自らの責任で諸活動の点検・評価を行い、これを教育研究の改善につなげる。	49	内部質保証システムの充実・推進 ・学修成果の可視化のための内部質保証システムを充実・推進する。
		50	内部質保証の推進 自己点検・評価に基づき、達成度及び成果をIRを活用して検証することで次年度以降の教育研究活動等を改善し、内部質保証を推進する。
		51	外部評価の活用 ・大学の質の保証と向上を図るため、外部評価を実施し、改善へとつなぐ体制を構築する。
	7)学修環境に関する目標		7)学修環境に関する目標を達成するための措置
25	(1) 教育研究環境の充実 ・校地、校舎等の学習環境の整備(バリアフリー含む)と適切な運営管理を行う。	52	教育研究環境の充実 ・よりよい教育研究環境(運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設等)を計画的に整備する。